

報 道 資 料

平成30年11月30日（金）
奈良県防災統括室 藤田主幹（内線 2272）
奈良県農林部各担当
【農地・農業施設災害復旧事業】
農村振興課 長谷川主幹（内線 3909）
菊田課長補佐（内線 3911）
【林道災害復旧事業】
森林整備課 高橋補佐（内線 3973）

台風第24号による災害の激甚災害の指定について

台風第24号による災害の激甚災害の指定については、本日11月30日（金）の閣議において決定された旨、内閣府（防災担当）から情報提供がありました。

また、公布及び施行は、12月5日（水）の予定です。

激甚災害の指定による措置の概要は以下のとおりです。

<措置の概要>

【全国を対象とした本激として指定】

- ① 農地・農業用施設（水路、農道、ため池等）・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
（過去五ヶ年の補助率の平均82% → 嵩上げ後95%）
- ② 農林水産業共同利用施設（農業用倉庫、処理加工施設等）災害復旧事業費の補助の特例
（一般災害の補助率の平均20% → 特例後最高90%の補助率）
- ③ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（農地等の事業に適用）
地方債を発行することが可能、交付税措置がなされる。